

労働者派遣事業に関する情報提供

事業所：株式会社アクトブレーション

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条5項（則第18条の2第3項）の規定に基づき、情報を提供いたします。

（対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日）

- ・派遣労働者の数：760名（2020年3月31日現在）
- ・派遣先事業所数：672
- ・派遣料金の平均額（1日（8時間当たり）の額）：15,259円
- ・派遣労働者の平均賃金（1日（8時間当たり）の額）：11,240円
- ・マージン率：26.3%

※マージン率：派遣料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を、派遣料金の額の平均額で除して得た割合

※マージンには、派遣元が負担する教育訓練に要する経費・福利厚生費・社会保険料等の事項についても含まれています。

教育訓練に関する事項	未経験の方、スキルに自信のない方も安心してお仕事を開始できる教育制度があります。
キャリアコンサルティング 相談窓口の連絡先	皆様の今後のキャリアプランなどについてご相談ができます。弊社で登録のある方、ご就業中の方、いずれもご利用が可能です。ご相談を希望される場合は当事業所 0120-191-067 までお尋ねください。詳細をご案内いたします。
派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか 否かの別	労使協定を締結しているか否かの別：労使協定を締結している ■協定の対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者 ■協定の有効期間の終期：2021年3月31日
その他参考となると認められる 事項	雇用保険・健康保険・厚生年金に加入して頂きます。但し、加入条件があります。定期健康診断・産前産後休暇・育児休暇の制度などがあります。但し、対象条件があります。

労働者派遣事業に関する情報提供

事業所：株式会社アクトブレーション 大阪支社

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条5項（則第18条の2第3項）の規定に基づき、情報を提供いたします。

（対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日）

- ・派遣労働者の数：340名（2020年3月31日現在）
- ・派遣先事業所数：553
- ・派遣料金の平均額（1日（8時間当たり）の額）：15,008円
- ・派遣労働者の平均賃金（1日（8時間当たり）の額）：11,055円
- ・マージン率：26.3%

※マージン率：派遣料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を、派遣料金の額の平均額で除して得た割合

※マージンには、派遣元が負担する教育訓練に要する経費・福利厚生費・社会保険料等の事項についても含まれています。

教育訓練に関する事項	未経験の方、スキルに自信のない方も安心してお仕事を開始できる教育制度があります。
キャリアコンサルティング 相談窓口の連絡先	皆様の今後のキャリアプランなどについてご相談ができます。弊社で登録のある方、ご就業中の方、いずれもご利用が可能です。ご相談を希望される場合は当事業所 0120-964-750 までお尋ねください。詳細をご案内いたします。
派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか 否かの別	労使協定を締結しているか否かの別：労使協定を締結している ■協定の対象となる派遣労働者の範囲：すべての派遣労働者 ■協定の有効期間の終期：2021年3月31日
その他参考となると認められる 事項	雇用保険・健康保険・厚生年金に加入して頂きます。但し、加入条件があります。定期健康診断・産前産後休暇・育児休暇の制度などがあります。但し、対象条件があります。